

土浦市スポーツ少年団規程

第1章 総則

第1条 この規程は、土浦市スポーツ少年団（以下「本団」という）に関することを定める。

第2条 本団は、市内のスポーツ少年団によって構成する代表組織体とする。

第2章 目的

第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り青少年にスポーツを振興し心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成指導と援助
- (2) 事業計画の策定と推進
- (3) 体カテストの実施
- (4) スポーツ少年団の登録
- (5) 市内外スポーツ少年団との交歓交流
- (6) 青少年団体及び関係団体との連携
- (7) その他前条の目的達成に必要な事項

第4章 登録

第5条 本団への加入は、登録をもって行う。

- 2 本団に加入したスポーツ少年団は茨城県スポーツ少年団並びに日本スポーツ少年団へ登録加入する。
- 3 登録は毎年度これを更新する。

第5章 役員

第6条 本団に次の役員をおく。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内とする。
- (3) 本部員 若干名
- (4) 代議員 各団2名以内
- (5) 監事 2名
- (6) 幹事 若干名

第7条 各単位スポーツ少年団は代議員を選出する。

2 本部長は、代議員会に諮って次の者を代議員に委嘱することができる。

- (1) 学識経験者 若干名
- 3 単位スポーツ少年団が選任した代議員が本部長、副本部長又は本部員に就任したときは代議員の資格を失う。この場合、その後任は第1項の規程に従いその者の属する単位スポーツ少年団が選出する。

第8条 本部長並びに副本部長は代議員会で選出する。

- 2 本部長は本団を代表し団務を統轄する。
- 3 本部長並びに副本部長は就任と同時に本部員となる。
- 4 副本部長は本部長を補佐し本部長に事故があるとき、又は、欠けたときは本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理する。

第9条 本部員は代議員の中から代議員会において選出し、本部長がこれを委嘱する。

第10条 本部員は本部員会を組織して、本団の団務を執行する。

第11条 監事は本部員会で選出し代議員会の承認をもとめる。

2 監事は会計を監査する。

第12条 幹事は本部長が委嘱し本部長の命を受け会務に従事する。

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。

3 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6章 会議

第14条 代議員会は、毎年1回開催し本部長がこれを招集しその議長となる。ただし本部長が必要と認めたときは臨時にこれを招集することができる。

2 代議員会は、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、規程の変更、その他業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

3 本部員は代議員会に出席して意見を述べることができる。

第15条 代議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に代議員会を招集しなければならない。

第16条 代議員会は、代議員の現在数2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2 代議員が代議員会に出席できないときには、議決権を委任することができる。

第17条 代議員会の議事は出席代議員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第18条 本部員会は必要に応じて開催し、本部長がこれを招集し議長となる。

第19条 本部員会は、本部員会に出席できないときは、他の本部員に決議権を委任することができる。

第7章 会計

第20条 本団の会計は、登録料、補助金並びに寄付金等をもって支弁する。

2 本団の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

第21条 本団の事務局は、土浦市教育委員会スポーツ振興課内に置く。

2 事務局規程は別に定める。

付則

本規程は、昭和52年4月1日より適用する。

土浦市スポーツ少年団本部規則を廃止する。

付則

本規程は、公表施行の第5章第7条(4)号及び第8条第1項の規程は昭和58年4月1日より適用する。

付則

本規程は、平成19年5月25日一部改正する。